

（別紙３－１） 削除

かたくちいわし瀬戸内海系群（令和６年１１月２１日付けの資源管理基本方針で特定水産資源となり、別紙１へ規定）

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に維持することを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に維持することを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙３－５）削除
ぶり（令和７年４月１７日付けの資源管理基本方針で特定水産資源となり、別紙１へ規定）

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 7)

第 1 水産資源

たちうお瀬戸内海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（214 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 8)

第 1 水産資源

まあなご瀬戸内海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（39 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 9)

第 1 水産資源

がざみ瀬戸内海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（25 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－10)

第 1 水産資源

あさり瀬戸内海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（57 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 11)

第 1 水産資源

すずき広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（113 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 12)

第 1 水産資源

さより広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、二そうさより機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和 3 ～ 4 年漁期の平均水準（124kg/統日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 13)

第 1 水産資源

あみ（あきあみ）広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（343 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 14)

第 1 水産資源

まだこ広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（3 10 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 15)

第 1 水産資源

いか類広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（1 24 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 16)

第 1 水産資源

まなまこ広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 3 年間（令和元年から令和 3 年まで）の平均値（89 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 17)

第 1 水産資源

ひじき広島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 29 年から令和 3 年まで）の平均値（495 トン）程度に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。